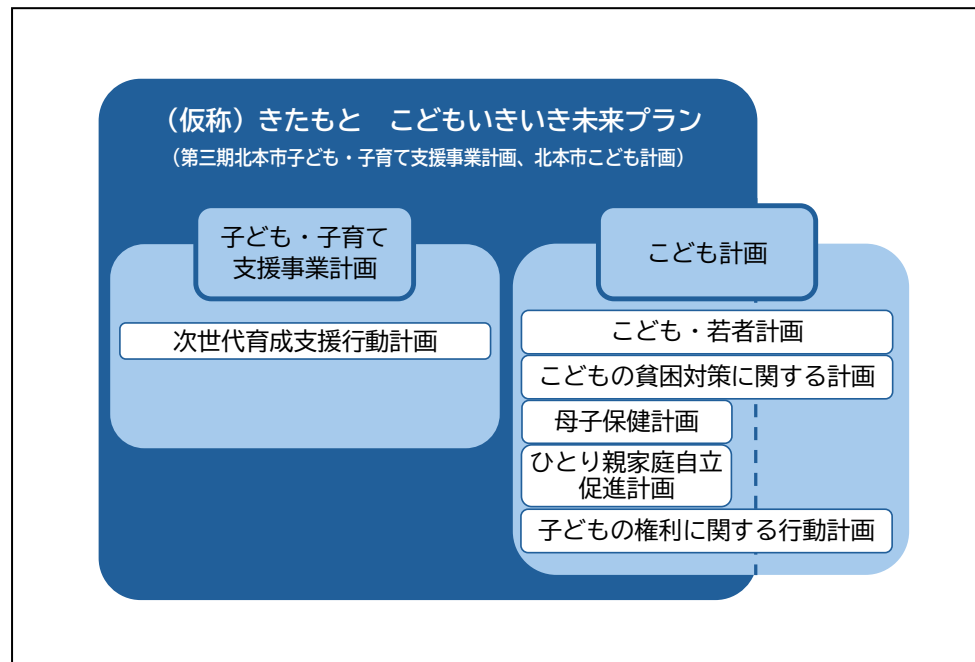


こども計画と北本市子どもの権利に関する行動計画、北本市子ども・子育て支援事業計画について

こども基本法（国）	北本市子どもの権利に関する条例（市）	子ども・子育て支援法（国）
こども計画（市）	北本市子どもの権利に関する行動計画（市）	北本市子ども・子育て支援事業計画（市）
R 5 年 4 月 こども基本法施行 R 5 年 1 2 月 こども大綱、閣議決定 R 6 年 5 月 市町村こども計画策定ガイドライン発出	R 4 年 1 0 月 北本市子どもの権利に関する条例施行 1 0 月 第 1 回子どもの権利に関する行動計画策定会議、第 1 回子どもの権利委員会開催 R 5 年 1 1 月 行動計画案パブリック・コメント R 6 年 1 月 行動計画案とりまとめ 3 月 子どもの権利委員会から市長へ答申 3 月 行動計画完成	R 6 年 2 月 子ども・子育て支援事業計画策定会議、子ども・子育て会議開催
国の「こども大綱」及び「こども計画策定ガイドライン」と「北本市子どもの権利に関する行動計画」を対比し、こども大綱及びガイドラインを勘案して計画に盛り込むべき事項を抽出、検討。 → 北本市子ども・子育て支援事業計画を、「こども計画」の内容を可能な限り含むものとして策定することとする。		R 6 年 1 0 月 計画名称を「（仮称）きたもと こどもいきいき未来プラン」とする R 6 年 1 2 月 （仮称）きたもと こどもいきいき未来プラン案パブリック・コメント R 7 年 3 月 （仮称）きたもと こどもいきいき未来プラン完成予定

※参考イメージ

(仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン (第三期北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画) 案 法的位置付けの説明図



<関係法令>

●子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2～10 略

●こども基本法（令和4年法律第77号）（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第10条 略

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3～5 略